

京都市告示第499号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年12月4日

京都市長 門川大作

道路の種類 府 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員	備 考	
西陣杉坂線	北区大宮釈迦谷11番地の16地先から 同町13番地の12地先まで	旧	A	メートル 481.90	メートル 15.50～60.40	A及びBは、 関係図面 で表示する 敷地の 区分を いう。
			B	674.60	3.16～22.30	
		新	A	481.90	15.50～60.40	

(建設局土木管理部道路明示課)